

本庄市入学準備金貸付制度

市では、経済的な理由により高校、大学などへの進学が困難な子どもを持つ保護者に対して、入学に必要な費用の貸付けを行っています。

申請書類は、学校教育課（市役所4階）で配布又は市ホームページからダウンロードできます。

受付期間 1月12日(金)まで

※期間内に申請できない場合はご相談ください。

貸付要件 次の要件をすべて満たす保護者

- ①市内に1年以上居住していること
- ②高校・大学等への入学が確実であること
- ③市税を完納していること
- ④所得が基準以内であること
- ⑤1人以上の連帯保証人がいること

貸付額

- 高校等 250,000円以内
- 大学等 500,000円以内

貸付利子 無利子

返済方法

貸付終了後6か月を経過した月から割賦返済

★学校教育課 ☎ ☎ 1 1 4 9



中学校入学時にかかる費用を援助 ひとり親家庭児童就学支度金支給制度

県では、低所得のひとり親家庭等の児童が中学校へ入学する際、就学支度金を支給しています。

対象者は、受付期限までに申請してください。受付期限を過ぎると、資格があっても支給されませんのでご注意ください。

※児童扶養手当現況届と同時に申請をした人は、改めて申請する必要はありません。

受付期限 11月30日(木)

対象 母子家庭の母、父子家庭の父又は父母のない児童を養育している人で、その児童が平成30年4月に中学校に入学予定であり、市町村住民税非課税世帯の人（生活保護受給世帯を除く）

支給額 10,000円

申請方法

振込先金融機関の通帳を持参のうえ下記へ

★子育て支援課（市役所2階） ☎ ☎ 1 1 3 0

市民福祉課（アスパアこだま内） ☎ ☎ 1 3 3 3

本庄市育英資金貸付制度

市では、就学意欲と能力がありながら、経済的な理由により高校、大学などでの修学が困難な生徒、学生に対して、修学に必要な費用の貸し付けを行っています。

申請書類は、学校教育課（市役所4階）で配布又は市ホームページからダウンロードできます。

受付期間 随時

※平成30年4月からの貸し付けを希望する人は1月31日(水)までに申請してください。

貸付要件 次の要件をすべて満たす人

- ①市内に1年以上居住している世帯の子
- ②学力評価が基準以上であること
- ③修学意欲が旺盛で学校長の推薦を受けられること
- ④所得が基準以内であること
- ⑤2人以上の連帯保証人がいること

貸付額（月額）

- 高校等 15,000円以内
- 大学等 30,000円以内

貸付利子 無利子

返済方法

貸付終了後6か月を経過した月から割賦返済

★学校教育課 ☎ ☎ 1 1 4 9

いじめ撲滅

本庄市は、11月を「いじめ撲滅強調月間」とし、いじめ防止に向けた取組を重点的に実施します。一人で悩まずご相談ください。

電話相談窓口

▶本庄市 子どもの心の相談員（毎週水曜日）
午後1時30分～5時 ☎0495-21-7337

▶よい子の電話教育相談（24時間365日対応）

- ・18歳以下の子ども専用（無料）
☎ #7300 又は ☎0120-86-3192
- ・保護者専用（無料） ☎048-556-0874
- ・メール相談
✉ soudan@spec.ed.jp



▶ヤングテレホンコーナー

（埼玉県警察少年サポートセンター）
（月～土／祝日・年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分）

☎048-861-1152

★学校教育課 ☎ ☎ 1 1 8 3

- 入所申し込みの際は、必ず希望する保育施設を見学したうえでお申し込みください。
- 受付期間** 11月16日(木)～12月15日(金)（土・日・祝日を除く）
- 受付窓口**
- ・子育て支援課（市役所2階） ☎ ☎ 1 1 2 8
 - ・市民福祉課（アスパアこだま内） ☎ ☎ 1 3 3 3
- ※申し込み用紙は受付窓口で用意してあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。
- 入所基準**
- 児童の保護者のいずれもが、次のいずれかの保育を必要とする事由に該当する場合
- ①ひと月に48時間以上労働している
 - ②出産予定日のある月の前後各2ヶ月間である
 - ③病気・心身障害を有している
- 入所・保育料の決定**
- 入所・保育料の決定は、2月下旬に通知する予定です。
- ※入所の判定は、先着順ではありません。
- ※市外の保育施設入所を希望する人は、お早めにご相談ください。また、保育施設のある市区町村に、受付期間や受付基準等をご確認ください。
- ④家庭に、長期にわたる病人や障害のある人がいて、常時介護又は看護をしている
 - ⑤火災、その他の災害復旧に当たっている
 - ⑥求職活動を行っている
 - ⑦学校に在学している又は職業訓練を受けている
 - ⑧市長が認める①～⑦に類する状態である

地域	種類	保育施設名称	定員	受入月齢	所在地	電話
本庄地域	保育所(園)	市立いづみ保育所	90	2か月	小島5-5-45	☎4891
		旭保育園	106	2か月	駅南1-5-20	☎3398
		本庄保育園	150	5か月	小島1-5-18	☎3913
		こぞくら保育園	200	3か月	栄3-6-34	☎5812
		若草保育園	90	2か月	仁手669-4	☎5001
		梅花保育園	90	2か月	見福1-2-7	☎4474
		日の出保育園	100	2か月	沼和田1020	☎5263
		みどり保育園	90	6か月	寿3-10-30	☎5957
		聖徳本庄保育園	60	2か月	栄2-10-14	☎4365
		小島南保育園	70	2か月	小島南3-1-5	☎5543
		北泉保育園	120	2か月	西五十子620-1	☎2572
		たんぼぼ保育園	75	2か月	今井1328	☎9890
		ほほえみ子どもの国保育園	45	2か月	緑2-15-5	☎1018
		藤田保育園	60	2か月	牧西30	☎2886
児玉地域	保育所(園)	はにぼん保育園	12	8か月	小島6-9-15	☎0111
		ふくしまキッズ保育園	20	6か月	千代田1-2-20	☎2010
		市立久美塚保育所	90	2か月	児玉町児玉2351-1	☎4386
		児玉保育園	170	9週	児玉町児玉2448-1	☎0186
		西光保育園	70	2か月	児玉町塩谷85-1	☎5147
		西光第二保育園	70	2か月	児玉町吉田林447-6	☎5473
認定こども園	秋平さくら保育園	50	6か月	児玉町秋山2527-1	☎1167	
	コウガの森・共和	62	2か月	児玉町蛭川885	☎0104	
	児玉桜井幼稚園	45	8か月	児玉町八幡山594-2	☎0443	

※認定こども園は保育利用の申請です。

平成30年度

保育施設の入所受付を開始

